



## 平成28年6月に続き、韓国で豚コレラ発生！！

平成28年9月3日、韓国京畿道漣川郡の1戸の養豚農家において**豚コレラ**の発生が確認されたとの報告が農水省よりありました。発生した農家で飼養されている感染が疑われる豚217頭が殺処分後に埋却処分しました。また、殺処分されなかった豚については追加のワクチン接種が実施され、移動制限などの措置を講じたとの情報が提供されました。

韓国では、平成28年6月28日に済州島で豚コレラの発生が確認されたところですが、ワクチンを接種することとしている**韓国本土での発生は平成25年11月以降、約3年ぶりの発生**となります。

つきましては、豚コレラウイルスの侵入を未然に防ぐため、特に、下記の事項に御留意のうえ、飼養衛生管理基準の遵守の再徹底及び本病の発生状況等の情報収集をお願いします。

### ・豚コレラ：

家畜伝染病の一つで、豚コレラウイルスにより発生します。豚及びイノシシが感受性動物で、季節・性別・日齢に関係なく発症します。非常に感染力が強く、罹患動物との直接接触の他、鼻汁や排泄物の飛沫等による間接感染によって豚舎内に瞬時に広がります。症状は、**高熱・皮膚の発赤・食欲不振・うずくまり**といった一般的な症状で始まり、最終的に半数以上が死亡します。

韓国における豚コレラの発生状況(2016年～)



うずくまり

動衛研HPより

### 発生予防の徹底をお願いします！

- 1 食品循環資源を原材料とする飼料を加熱又はその他の適切な処理後の給与をお願いします。
- 2 農場での人及び車両の出入りに当たり、消毒等の徹底をお願いします。
- 3 豚コレラを疑う症状を呈している家畜を発見した場合は、すぐに家畜保健衛生所に御連絡をお願いします。

# 飼養衛生管理基準の遵守状況調査

家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、平成23年4月に家畜伝染病予防法が一部改正されました。

これらの改正のうち、家畜の所有者は、**毎年の飼養衛生管理状況の報告義務**が施行され、2月1日の家畜の種類、飼養頭羽数、衛生管理の状況について報告いただいています。

その定期報告書に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況を**毎年調査する**必要がありますので、調査にご協力よろしくお願ひします。

- 基本的に各農場に立入して、家保職員により聞き取り調査を実施します。
- 調査日程は市町又は畜産団体の担当者と調整し、市町及び地域毎に調査します。
- 調査日程が決まり次第、事前に通知文でお知らせします。
- 調査時間は15分程度です。

平成27年度 遵守状況調査の結果

	適正に行われていないワースト順	
牛	1	入場車両の消毒を常時実施
	2	衛生管理区域に立ち上った者の記録、1年間保存
	3	衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を常設
豚	1	衛生管理区域に立ち上った者の記録、1年間保存
	2	家畜の体液が付着する物品を使用する際、1頭毎に交換・消毒（注射針にあっては少なくとも畜房ごとに）
	3	導入畜の隔離
鶏	1	家きん舎ごとの専用の靴を設置し、着用している
	2	入場車両の消毒を常時実施
	3	衛生管理区域に立ち上った者の記録、1年間保存

特に

- ・車両の消毒を常時実施
- ・管理区域立入者の記録

の遵守率が低い結果でした。



農場入口の石灰消毒

## 海外悪性伝染病発生状況

病名	発生地	発生日	畜種	型
低病原性 鳥インフルエンザ	アメリカ	7月2日	家きん	H5
		7月4日	家きん	H5N2
	デンマーク	8月2日	家きん	H5N2
高病原性 鳥インフルエンザ	ベトナム	6月10日	家きん	H5N6

8月31日現在

通報

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。  
 天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」

